

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊警第232号

令和7年3月6日

熊本県警察における警察行政手続サイト運用要領について（通達）

警察行政手続サイトについては、「熊本県警察における警察行政手続サイト運用要領の制定について（通達）」（令和3年5月25日付け熊総第203号）に基づき運用しているところ、引き続き、別添「熊本県警察における警察行政手続サイト運用要領」のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって、前記通達は、廃止する。

## 別添

### 熊本県警察における警察行政手続サイト運用要領

#### 第1 趣旨

この要領は、熊本県警察における警察行政手続サイト（以下「本サイト」という。）の運用管理に関する基本的事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

##### （1）申請等

熊本県公安委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年熊本県公安委員会規則第6号）第2条第3号に規定する申請等をいう。

##### （2）申請者

申請等を行う者をいう。

##### （3）一覧メール

一日に一回送信される本サイト経由で行われた申請等の情報を集約した電子メールをいう。

##### （4）対象警察署

申請等を受け付ける警察署をいう。

#### 第3 管理体制

##### 1 総括運用管理者

- (1) 警察本部に総括運用管理者を置き、警察本部警務部長をもって充てる。
- (2) 総括運用管理者は、熊本県警察における本サイトの運用管理を総括する。

##### 2 運用管理者

- (1) 対象警察署に運用管理者を置き、警察署長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、対象警察署における本サイトの運用管理を行う。

##### 3 運用管理補助者

- (1) 対象警察署に運用管理補助者を置き、警部（同相当職を含む。）以上の階級にある者をもって充てる。
- (2) 運用管理補助者は、対象警察署における本サイトの運用管理に係る事務処理に關し、運用管理者を補佐する。

#### 第4 申請等への対応

##### 1 態勢の構築

運用管理者は、申請等に確実に対応するため、本サイト経由で行われた申請等に係る電子メールの受信確認に必要な態勢をとり、原則として開庁日に1日1回以上、閉庁日は必要に応じて、電子メールの受信確認を行わなければならない。

## 2 申請等の受領

- (1) 運用管理者は、電子メールにより受領したファイルを、受信端末に内蔵されている電磁的記録媒体に保存してはならない。ただし、やむを得ず保存したときは、遅滞なく削除しなければならない。
- (2) 運用管理者は、電子メールにより受領したファイルのウィルスチェックを行い、不正なプログラムが記録されていないことを確認しなければならない。
- (3) 運用管理者は、ウィルスチェックにおいて不正なプログラムが検知された場合には、申請者に連絡し、ウィルスチェックを行った上、再度本サイト経由で申請等を行うよう依頼しなければならない。  
なお、申請等に当たって不正なプログラムの感染のおそれが払拭されない場合には、窓口で申請等を行うよう求めるものとする。
- (4) 運用管理者は、対象警察署を誤った申請等を電子メールで受信した場合には、その旨を申請者に連絡し、宛先を修正の上、再度本サイト経由で申請等を行うよう求めなければならない。
- (5) 運用管理者は、名義人以外の者による申請等であることが疑われるなど、不審な点が認められる場合には、電話等で名義人に対して必要な確認を行うものとする。

## 3 申請者への連絡

- (1) 運用管理者は、書類等の補正が必要な場合には、その旨を申請者に連絡し、補正を求めるなどしなければならない。その際、メールにより補正に係る書類等を求める場合は、本サイトを経由せず、対象警察署の申請等に係る電子メールアドレス（以下「メールアドレス」という。）宛にメールを送信するよう求めるものとする。
- (2) 運用管理者は、手数料の納付が必要な申請等については、本サイトでは手数料の納付は行えないため、対象警察署で納付すべき旨を申請者に連絡するものとする。

## 4 一覧メールの確認

- (1) 運用管理者は、一覧メールの確認に必要な態勢をとり、一覧メールを遅滞なく開封し、受信漏れがないかを確認しなければならない。
- (2) 運用管理者は、一覧メールにより申請等の受信漏れを確認した場合には、申請者に連絡し、再度本サイト経由で申請等を行うよう求めなければならない。
- (3) 運用管理者は、一覧メールを受信しなかった日がある場合には、その旨を総括運用管理者に報告しなければならない。

なお、連絡を受けた総括運用管理者は、警察庁長官官房企画課長（以下「サイト管理者」という。）に報告するものとする。

## 第5 障害時の措置

運用管理者は、本サイト及び本サイトを経由した申請等の受信状況等に障害を認めた

場合は、総括運用管理者へ報告しなければならない。

なお、報告を受けた総括運用管理者は、その状況についてサイト管理者に報告するものとする。

## 第6 変更の連絡

総括運用管理者は、メールアドレスの変更、対象警察署の増減、本サイトに掲載するメッセージやURLの変更等、本サイトに関する変更が発生する場合には、速やかにサイト管理者にその旨を報告するものとする。

## 第7 その他

- 1 運用管理者は、申請等の内容に個人情報が含まれていることに鑑み、受信端末の情報セキュリティの確保に留意すること。
- 2 本サイト経由で受信した電子メール及び当該電子メールにより受領したファイルには個人情報が含まれることから、必要のある職員のみが取り扱い、他所属・他機関にみだりに提供することのないようにするとともに、その閲覧に必要なパスワードの管理を徹底するなど、運用に当たっては情報流出等に特に留意すること。
- 3 申請等は、電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなされることから、閉庁日にも申請等が到達し得ることに留意すること。

なお、標準処理期間は、申請等が到達した日から起算する。

- 4 申請等が本サイトを経由せず、直接電子メールにより送付された場合には、本サイト経由又は窓口で申請等を行うよう連絡するものとする。
- 5 この要領に定めるもののほか、本サイトの運用に関し必要な細目事項については、総括運用管理者が別に定めるものとする。

## 第8 留意事項

### 1 電子メール受信時におけるセキュリティ対策

次に掲げる方法により受信端末で電子メールの真正性を確認し、真正性が疑われる場合は、一覧メールへの掲載の有無又は申請者への電話等により真正性を確認するものとする。

- (1) 申請メールに正規のファイル（本サイト経由のものにあってはAES暗号方式を用いたZip形式のファイル、補正に係る電子メールにあっては当該補正にかかるファイル）以外のファイルが添付されていないこと。
  - (2) 電子メールの本文に不自然な点がないこと。
  - (3) 電子メールに添付された受領ファイルの開封時に、マクロ実行の警告が表示されないこと。
- 2 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等へのデータ取込み時におけるセキュリティ対策

電子メールに添付されたファイルを熊本県警察統合OAシステム用パソコン等に取込む場合には、当該ファイルをPDFファイルに変換するなど、原則として当該ファイルの無害化措置を実施するものとする。